

中期目標（案）及び中期計画（素案）の概要
（独立行政法人科学技術振興機構）

1. 中期目標について

（1）中期目標の期間

機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6ヶ月間とする。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【全体的事項】

- （1）科学技術創造立国の実現を目指し、社会経済発展の原動力となる知の創造と活用を図るため、科学技術基本計画等の国の政策に沿って、機構における科学技術振興戦略の企画立案を行う。
- （2）研究者、企業等のユーザーをはじめとする国民の立場に立った効果的・効率的な業務を行うため、事業の評価活動を充実するとともに外部ニーズを的確に把握し、事業の改善に努める。
- （3）事業の成果の社会への波及を目的として、わかりやすい形での公表に努める。
- （4）機構の経営の自主性を確保する観点から、中期目標には機構が達成すべき基本的な目標を定め、中期目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な目標は、中期目標を達成するために機構が作成する中期計画において定めることとする。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する基礎研究
社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、新技術の創出に資する基礎研究に係る業務を行う。
 - （1）基礎研究の推進
 - （2）社会技術研究の推進
 - （3）対地雷探知・除去技術の研究開発の推進
 - （4）研究開発戦略の立案
2. 新技術の企業化開発
社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、大学、公的研究機関等の優れた研究開発成果の企業などへの技術移転に係る事業を行う。
 - （1）委託による企業化開発の推進
 - （2）研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進
 - （3）大学発ベンチャー創出の推進
 - （4）技術移転の支援の推進
 - （5）研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開
3. 科学技術情報の流通促進

科学技術の振興のための基盤の整備に資するため、国内外の科学技術に関する情報を収集し、整理し、保管し、提供し、閲覧させる事業を行う。

- (1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進
- (2) 科学技術に関する文献情報の提供
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援
科学技術振興のための基盤の整備に資するため、科学技術に関する研究開発に関する交流・支援に係る事業を行う。
 - (1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進
 - (2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進
 - (3) 戦略的な国際科学技術協力の推進
 - (4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舍の運営等
 - (5) 異分野交流の推進
 - (6) 研究支援者の派遣
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進
科学技術の一層の振興及び科学技術活動を支える質の高い人材の養成に資するため、国民に対する科学技術の知識の普及、関心・理解の増進に係る事業を行う。
 - (1) 科学技術に関する学習の支援
 - (2) 地域における科学技術理解増進活動の推進
 - (3) 全国各地への科学技術情報の発信
 - (4) 日本科学未来館の整備・運営
6. その他行政等のために必要な業務
 - (1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

(3) 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織の編成及び運営
 - (1) 理事長が指導力を発揮して、組織全体として明確な方針の下に運営する。
 - (2) 機構の目標を最も効率的、効果的に実現可能な体制を整備する。この際、組織の肥大化を抑制するとともに、機動性、効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、存在意義の薄れた部署、非効率な部署は、スクラップする。
 - (3) 職員の業務に関する評価を適正に行い、職務、職責及び業績に応じた適切な職員の処遇を行う。
2. 業務運営の効率化
 - (1) 各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減や事務の効率化、合理化を図る。特に運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき %の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分、競争的資金等はその対象としない。

文献情報提供業務については、サービス毎の利用者の需要分析、収支バランス等を考慮し、不断に事業の見直しを行うとともに、義務的営業経費の見直しにより当該経費の縮減を図る等業務の効率化等を実施し、収益性の確保を図る。
 - (2) 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。また外部機関との連携による効率化についても推進する。

(4) 財務内容の改善に関する事項

1. 欠損金の処理

文献情報提供勘定の欠損金については、欠損金の計画的な処理を進めるため、収支の改善を図るための計画を策定し、これを着実に実行する。

2. 自己収入の増加

一般勘定について、入館料収入等の自己収入（知的財産権の譲渡又は実施料収入に係るものを除く。）の増加に努めること。

3. 固定的経費の節減

管理業務に係る経費の節減等に努めることにより、固定的経費の総事業費に占める割合を減少させる。

(5) その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

研究評価の充実の観点から、研究経験を有する者を積極的に登用する。

2. その他機構の業務の運営に関する事項

産業活力再生特別措置法第30条（バイドール条項）を適用し、委託研究によって生じる知的財産権については委託先が希望した場合には譲渡する。

2. 中期計画について

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新技術の創出に資する基礎研究

(1) 基礎研究の推進

国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究の推進

研究領域、研究総括の選定を早期に行い、研究課題を公募し、迅速に研究体制を構築し、研究に着手する。

研究総括のマネジメントのもとで柔軟かつ機動的に研究を行う。

研究領域、研究課題について専門家による評価を行い、研究成果や戦略目標の達成状況を明らかにし、国民にわかりやすい形で公表する。

研究成果の公表、普及

研究成果は、レベルの高い国際誌を中心に研究論文として積極的に投稿するなど、公表・普及に努める。

(2) 社会技術研究の推進

社会技術研究の推進のため「社会技術研究フォーラム」、「ミッション・プログラム」、「公募型プログラム」を実施する。

(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の研究開発を行う。

(4) 研究開発戦略の立案

機構の基礎研究事業において重点的に推進すべき研究領域等の企画・立案を行う。

2. 新技術の企業化開発

(1) 委託による企業化開発の推進

研究成果の社会還元を図るために、大学、公的研究機関等の研究成果を対象に開発リスクを負担して実用化を促進し、我が国の社会・経済の発展につなげる。

(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進

研究成果の実用化に向けた技術開発

研究成果の実用化のためのプランの作成、助言等を行うとともに、公募による成果育成のための試験研究を行う。

研究成果のあっせん・実施許諾

大学、公的研究機関の研究成果の企業へのあっせん・実施許諾を推進するとともに研究成果に関する情報提供を行う。

(3) 大学発ベンチャー創出の推進

大学、公的研究機関の研究者等から大学発ベンチャーの創出が期待される研究課題を公募し、選定、実施する。

(4) 技術移転の支援の推進

研究成果特許化支援業務を実施するとともに、技術移転のための人材育成業務を推進する。

(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開

各地域の自治体や関係機関との連携を図り、研究会等の開催、共同育成研究等

を実施し、各プラザの運営を行う。

3．科学技術情報の流通促進

(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進

研究開発活動等のデータベース化

研究情報基盤の着実な整備を図るためのデータベースを整備し、インターネット等から提供する。

公的研究機関の研究情報のデータベース化を行う。

技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供及び失敗知識データベースの整備を行う。

バイオインフォマティクスの研究情報基盤の整備を推進する。

国内外の科学技術情報に関する提供システム等の整備、運用

科学技術関係資料の収集と書誌情報等の整備、学協会の電子ジャーナル出版を支援するためシステムの開発・運用、文献・特許の統合検索システムの整備・運用等を行う。

科学技術情報に関する国際協力、標準化

英文化した国内の研究情報のインターネットによる発信や科学技術情報の流通を円滑化するための基準の制定等を行う。

ITBL 材料アプリケーションの開発を行う。

(2) 科学技術に関する文献情報の提供

国内外の科学技術関係資料の抄録等を作成してデータベースを整備し、オンライン等による提供等を行う。

4．科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

都道府県等が指定する地域の財団等と協力し、運営体制を整備して、共同研究事業を推進する。

(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進

科学技術コーディネータを各地域に配置し、大学等の研究成果のシーズ調査等の産学官交流・技術移転に係わる諸活動を行い、地域の連携拠点機関と協力して、研究成果の育成・活用を図る。

(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進

海外の主要な機関と、政府間合意等に基づく課題に関して共同研究等を推進する。

(4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等

海外への情報発信のためのシンポジウム等開催するとともに、外国人研究者用宿舎の運営を行う。

(5) 異分野交流の推進

自然科学のみならず、人文・社会科学も含む異なる研究分野の研究者間の交流を推進する。

(6) 研究支援者の派遣

公募により決定した研究課題について、国立試験研究機関等に高度な知識や技術を持つ研究支援者を派遣する。

5．科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援及び先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・普及を行う。また蓄積された事例、成果を積極

- 的に発信し、教育委員会や学校への普及を図る。
- (2) 地域における科学技術理解増進活動の推進
科学館活動に対する支援や地域における科学技術理解増進活動を担うボランティア人材の育成、活動支援を推進する。
- (3) 全国各地への科学技術情報の発信
TV向け科学技術番組の制作や先駆的な手法を用いた展示手法、展示物の開発を行うとともに、インターネットやイベントを活用して情報発信を行い、事業及び成果の普及を図る。
- (4) 日本科学未来館の整備・運営
日本科学未来館においては、研究者等の参画を得て展示を充実するとともに、来館者本位の施設整備や運営及び運営体制の改善・充実、他機関との連携等を図る。これらの措置により、来館者数 万人/年を確保する。
6. その他行政等のために必要な業務
関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。

(2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・組織の編成及び運営
理事長の経営判断に資するため、企画機能の強化、経営面も含めた外部有識者からの助言を得ることにより、組織運営の改善を図る。業務の実状に応じた効率的・効果的な組織編成、人員配置等を行う。自己啓発や能力開発のための研修制度を整備するとともに、透明性のある人事制度により職員の業績を評価する。
- ・事務の効率化、合理化及び経費の削減
消耗品等の共同購入や事業横断的利用可能なサービス等の共用によりスケールメリットを活用した効率化を推進するとともに、管理部門における光熱水料や研究に係わる事務所経費等の管理的経費の節減、電子化・ペーパーレス化を推進することにより、業務の効率化に努める。
- ・アウトソーシング及び外部機関との連携
高品質のサービスが低コストで入手できるものに関する積極的なアウトソーシングの活用、関係機関との有機的な連携協力により事務の効率化等を図る。

(3) 予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画 検討中

(4) 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は 億円とする。

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

(6) 余剰金の使途 業務への充当、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、機構の行う広報の充実に充てる。

(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 . 施設及び設備に関する計画
- 2 . 人事に関する計画
- 3 . 中期目標期間を超える債務負担
- 4 . 積立金の使途
- 5 . その他機構の業務の運営に関し必要な事項